

海外受注型企画旅行取引条件説明書（共通事項）

この旅行は、株式会社 LURRA（以下「当社」といいます。）が企画して実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は当社と受注型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。この書面は、旅行業法第 12 条の 4 に基づきお客様に交付する取引条件説明書として、旅行契約が成立した場合は同法第 12 条の 5 及び当社の旅行業約款受注型企画旅行契約に定める契約書面（以下「契約書面」といいます。）の一部として取り扱います。お客様が締結しようとする旅行契約の内容は、この書面および別紙「お見積書および行程表（企画書面）」に記載したところによります。

1. お申込みと旅行契約の成立

- (1) 当社がお客様に交付した企画書面の内容に関し契約を申込みとするお客様は、当社所定の旅行申込書に所定事項を記入の上、当社が企画書面に定める金額の申込金を添えて提出してください。旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。申込金は旅行代金又は取消料若しくは違約金、その他のお客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。ただし申込金不要の特約を結んだ場合は、当社が旅行契約の締結を承諾した時点で成立します。
- (2) お客様がご旅行申込書にお客様のローマ字氏名を記入されるときには、旅行の際に利用する旅券に記載されているとおりにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合、婚姻等により氏名が変更になった場合には、予約・発券済みの航空券等を取り消したり、手配済みの客室を取り消したうえで新たに座席の予約・航空券等の発行をしたり、新たに客室を手配することが必要になる場合があります。また、新たに座席や客室が確保できた場合であっても、適用される運賃や料金が異なるものとなった場合には、新たに適用となる運賃・料金と取消に係る運賃・宿泊機関の運賃・料金等との差額及び運賃・宿泊機関等から課された取消料をご負担いただきます。なお、運賃・宿泊機関の席や客室の販売状況により、新たな席や客室の予約ができず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合、当社所定の取消料をいただきます。
- (3) お申込みの時点で未成年者の方は、お申込みの際に親権者（原則としてご両親）の同意書を提出してください。
- (4) 健康を害している方、身体に障害のある方、食物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、補助犬使用者の方その他特別な配慮を必要とする方は、その旨及び旅行中に必要とされる措置の内容をお申し出ください。（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。）当社は可能な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状態及び必要とされる措置の内容についてお客様にお伺いし、又は書面でそれらをお申し出いただくことがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を講じることが確実でない場合又は渡航先出国へ入国できるかどうか不安がある場合には旅行契約の申込をお断りし、又は契約を解除させていただくことがあります。また、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
- (5) 当社は、次に掲げる場合において、旅行契約の締結に応じないことがあります。
 - ① お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

- ② お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- ③ お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- ④ 当社の業務上の都合があるとき。

2. 団体・グループでのお申込み

- (1) 当社は、団体・グループを構成するお客様が定めた代表者としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。当社は、契約責任者が団体・グループを構成するお客様（以下「構成員」といいます。）によって定められたものであることを証するため、契約責任者の団体・グループ内での身分を証明する書類又は構成員の委任状を提出していただくことがあります。
- (2) 契約責任者は、当社が定める期日までに、構成員の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (3) 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選定した構成員を契約責任者とみなします。
- (5) 当社は、契約責任者と申込金不要の特約を結んだ場合は、当社が旅行契約の締結を承諾した時点で成立します。

3. 確定書面（最終日程表）の交付

確定した旅行日程、主要な運送機関の名称及び宿泊ホテル名が記載された確定書面（最終日程表）は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日までに交付いたします。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に受注型企画旅行の申込みがなされた場合には旅行開始当日までに交付いたします。また、交付期日前であってもお問い合わせいただければ当社は手配状況についてご説明いたします。

4. 旅行代金の支払時期

旅行代金の額は、受注型企画旅行の企画書面に記載します。旅行代金は旅行出発日までの当社が定める期日までに支払ってください。

5. 旅行代金の額の変更

- (1) 当社は、利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額されるときは、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増額し又は減減額することがあります。
- (2) 前(1)の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知いたします。

- (3) 前(1)の定めるところにより旅行代金を減額するときは、利用する運送機関の運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。
- (4) 当社は、第 6 項(1)に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約金その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）の減少又は増加が生じる場合（費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合は除きます。）には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。

6. 契約内容の変更

- (1) お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。
- (2) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供（遅延、目的地の変更等）その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

7. 旅行者の交替

- (1) お客様は当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡すること（お客様の交替）ができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。その際、11,000 円(税込)の手数料をお支払いいただきます。すでに航空券等を発見している場合、別途再発券にかかわる費用を請求することがあります。
- (2) 当社は前(1)の規定にかかわらず、利用運送機関・宿泊機関等がお客様の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

8. 旅行開始前のお客様による契約の解除

- (1) お客様は、いつでも次に定める取消料を当社に支払って受注型企画旅行契約を解除することができます。
- (2) 当社の責任とならない各種ローンの取扱い上及びその他渡航手続き上の事由に基づきお取消しになる場合も、上記の取消料をお支払いいただきます。
- (3) お客様は、次に掲げる場合においては、前(1)の規定にかかわらず旅行開始前に取消料を支払うことなく受注型企画旅行契約を解除することができます。
- ① 当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第 16 項の下表左欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。
 - ② 第 5 項(2)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
 - ③ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じ

た場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

④ 当社が旅行者に対し、第3項に記載の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。

⑤ 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

(4) 契約の解除の申出は、旅行開始日を除き、当社の営業日、営業時間内にお申し出ください。旅行開始日当日の解除の申出は、当社の休業日の場合、旅行の集合時刻が当社の営業時間外である場合には、確定書面（最終日程表）に記載の連絡先および弊社 LINE 公式アカウントにご連絡ください。

9. 旅行開始前の当社による契約の解除

(1) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に受注型企画旅行契約を解除することがあります。

① お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

② お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

③ お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

④ スキーを目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であって契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。

⑤ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

⑥ お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

⑦ お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

⑧ お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(2) お客様が企画書面に記載する期日までに旅行代金を支払わないときは、当該期日の翌日においてお客様が受注型企画旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は、当社に対し、企画書面に定める取消料に相当する額の違約金を支払わなければなりません。

10. 旅行開始後のお客様による契約の解除

(1) お客様の責に帰すべき事由によらず、契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき、又は当社がその旨を告げたときは、お客様は前8項(1)の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、受領できなくなった部分の契約を解除することができます。

(2) 前(1)の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの提供を受けなかった部分の金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約金その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を

差し引いた金額をお客様に払い戻します。

- (3) お客様のご都合により、旅行開始後に旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しはいたしません。

11. 旅行開始後の当社による契約の解除

- (1) 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、旅行者に理由を説明して、受注型企画旅行契約の一部を解除することがあります。
- ① お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
 - ② お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - ③ お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - ④ お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
 - ⑤ お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
 - ⑥ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
- (2) 当社が前(1)の規定に基づいて受注型企画旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。
- (3) 前(2)の場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がこれから提供を受けるべき旅行サービスに対して取消料、違約金その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を差し引いた金額をお客様に払い戻します。

12. 旅行代金の払い戻し

当社は、第5項(3)及び(4)の規定により旅行代金が減額された場合、又は第8項から第11項までの規定により契約が解除された場合において、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除にあつては解除の翌日から起算して10日以内に、旅行開始後の解除又は減額にあつては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

13. 旅程管理および添乗サービス

- (1) 当社は、お客様に対し、旅行の安全かつ円滑な実施を図るため、次に掲げる業務を行います。ただし、当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。
- ① お客様が旅行中、旅行サービスを確実に受領できるように必要な措置を講じること。
 - ② 旅行内容の変更が生じた場合、代替サービスの手配等について必要な措置を講じること。

- (2) お客様は、旅行開始から旅行終了までの間、団体行動を行うときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従わなければなりません。
- (3) 当社は、お客様のご依頼または旅行の内容により当社から添乗員その他の者を同行させて前(1)項に掲げる業務その他当該受注型企画旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがあります。
- (4) 前(3)項の添乗員その他の者が業務に従事する時間帯は、原則として 8 時から 20 時までとします。

14. 当社の責任

- (1) 当社は、受注型企画旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2) お客様が、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は前(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3) 当社は、手カバンやスーツケース等の手荷物について生じた前(1)の損害については、同(1)の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、海外旅行にあっては 21 日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様 1 人につき 15 万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

15. 特別補償

- (1) 当社は、前項(1)の規定に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、当社の旅行業約款受注型企画旅行契約の部の別紙「特別補償規程」で定めるところにより、お客様が受注型企画旅行参加中にその生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。

16. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更（天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供以外の事由による変更）に限ります。ただし、第 6 項(1)の規定に基づく契約内容の変更の際に生じる変更及び第 8 項から第 11 項までの規定により契約が解除された部分に係る変更を除きます。）が発生した場合は、旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に対し、旅行代金に次表右欄に掲げる率を乗じた額の変更補償金を支払います。
- (2) 当社が 1 つの受注型企画旅行契約につき支払うべき変更補償金の額は、旅行代金に 15%を乗じて得た額を上限とします。また、1 つの受注型企画旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が 1,000 円未満であるときは、変更補償金は支払いません。

(3) 変更補償金の支払いが必要となる変更

1 件あたりの率 (%)	旅行開始前	旅行開始後
① 契約書面に記載された旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
② 契約書面に記載された目的地（宿泊地を含みます。）の変更	1.0%	2.0%
③ 契約書面に記載された運送機関の等級又は設備のより低いものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載された等級及び設備の料金の合計額を下回った場合に限ります。）	1.0%	2.0%
④ 契約書面に記載された運送機関の会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤ 契約書面に記載された日本国内の出発空港と到着空港との間、日本国内と日本国外との間の航空路線の本邦直行便から直行便以外への変更又は直行便以外から本邦直行便への変更	1.0%	2.0%
⑥ 契約書面に記載された日本国内と日本国外との間の航空路線の経由地の変更	1.0%	2.0%
⑦ 契約書面に記載された宿泊機関の種類の変更	1.0%	2.0%
⑧ 契約書面に記載された宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑨ 契約書面に記載されたツアーパンフレット等の企画書面の契約内容のうち、前記①から⑧までに掲げる変更以外の変更	1.0%	2.0%

(注 1) 上記の表の「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日当日に旅行者に通知した場合をいいます

(注 2) 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えてこの条を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれ 1 件の変更として取り扱います。

(注 3) ③又は⑦若しくは⑧に掲げる変更が 1 乗車船等又は 1 泊の中で複数生じた場合であっても、1 乗車船等又は 1 泊につき 1 件の変更として取り扱います。

(注 4) ④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

(注 5) ④又は⑦若しくは⑧に掲げる変更が 1 乗車船等又は 1 泊の中で複数生じた場合であっても、1 乗車船等又は 1 泊につき 1 件として取り扱います。

17. お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。

(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他受注型企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。当社の手配代行者の名称、住所、連絡窓口の電話番号等は、確定書面でお知らせします。

18. お買い物についてのご注意

- (1) お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中に土産店にご案内することがあります。当社では土産店の選定には万全を期しておりますが、お買い物については、お客様自身の責任で購入してください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いは致しかねますので、トラブルが生じないよう商品の確認及びレシートの受け取り等は必ず、お客様自身で行ってください。
- (2) 免税払い戻しの手続きは、その手続きをお土産店等でご確認の上、ご購入品を必ずお手元にご用意いただき、お客様自身で行ってください。

19. 事故等のお申し出について

旅行中に急な発病、事故等が生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする「緊急連絡先」にご通知ください（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください）。

20. 海外危険情報、安全情報について

- (1) 外務省のサイトで各国のスポット情報、危険情報、安全対策基礎データ等、安全対策のための情報が公開されています。必ず、出発までにお客様ご自身で旅行先の安全対策のための情報をご確認ください。
(外務省海外安全ホームページ) <https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- (2) 渡航先（国又は地域）によっては、外務省から「危険情報」が出されている場合があります。この場合には、お申し込みの際に弊社より「海外危険情報に関する書面」をお渡しします。

21. 渡航先の衛生状況について

厚生労働省検疫所ホームページでは、「海外渡航者のための感染症情報」として、海外渡航者が渡航先で感染症にかからないために、渡航者向けに国別、地域別で見られる感染症情報、海外渡航と予防接種、病気予防等の記載がされています。必ず、出発前の早い機会に、お客様ご自身で旅行先の衛生状況についてご確認ください。

(厚生労働省検疫感染症情報ホームページ) <https://www.forth.go.jp/index.html>

22. 海外旅行保険について

病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難であり、また、加害者から賠償が得られた場合であっても、我が国に比較して必ずしも十分なものとは言えないことがあるのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で十分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。海外旅行保険については弊社担当者にお問い合わせください。

23. 日本への持ち込みが禁止又は規制されている物品

日本への持ち込みが禁止又は規制されている物品は下記のとおりです。これに違反すると関税法などで処罰されたり、所有権放棄、廃棄又は没収を命じられることがあります。

(1) ワシントン条約により抵触する動植物及びその産品

(例) 一部の漢方薬（ジャコウジカ、熊の胆等）、毛皮、象牙、象牙細工、象牙の印材、皮革製品（ワニ、ヘビ、トカゲ）、動物の皮革を使った楽器（胡弓など）、生きている動植物（サル、オウム、ワシ、タカ、ラン、サボテン等

(2) 日本へ輸入が禁止されている物品

- ① あへん、コカイン、覚せい剤等
- ② 銃砲、爆発物等
- ③ 偽造品、模造品等
- ④ 児童ポルノ、公安風俗を害すべき書籍等
- ⑤ 偽ブランド商品
- ⑥ 家畜伝染病予防法で定める特定の動物、植物防疫法で定める植物

24. お客様の個人情報の利用目的及び個人データの第三者提供について

- (1) 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、当社は、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内、又は当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内並びに旅行先のお土産店でのお客様の買い物の便宜のために必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関、保険会社、土産品店等に対し、お客様の氏名、パスポート番号及び指定項目を、あらかじめ電磁的方法等で送付することによって提供いたします。また、個人情報を提供する第三者が外国にある場合の当該提供先における個人情報の保護に関する情報については、当社ホームページ「個人情報保護方針：外国にある第三者における個人情報保護について」をご確認ください。

このほか、当社では、旅行保険等旅行に不必要な当社と提携する企業の製品やサービスのご案内、当社の製品やキャンペーンのご案内のために、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

- (2) 当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で、共同して利用させていただきます。当社グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、催し物案内等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。なお、お客様の個人データを共同利用する当社グループ企業の名称及び個人データの管理を行っている当社グループ会社については当社ホームページをご参照ください。

- (3) 当社は、旅行中に傷病があった場合に備え、お客さまの旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に傷病があった場合で国内連絡先の方への連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて

て国内連絡先の方の同意を得るものとします。

25. この取引条件説明書に定めのない事項

この「取引条件説明書（共通事項）」又は別紙「企画書面」に定めのない事項は当社旅行業約款受注型企画旅行契約の部によります。当社の旅行業約款とこの条件書との間で齟齬が生じた場合は、旅行業約款の規定を優先します。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

当社旅行業約款は、当社ホームページからもご覧になれます。

また、運送機関や宿泊機関等の旅行サービス提供機関が旅行中にお客様に提供する旅行サービスについては、当該旅行サービス提供機関の約款が適用になります。

<旅行企画・実施>

石川県知事登録旅行業第 3-299 号

株式会社 LURRA

〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町 6-1 山万ビル 4F

営業日・営業時間：月曜日～金曜日 10:00～18:00

土曜・日曜・祝日 休業

※当社の営業時間外にいただいたお申し出は、翌営業日にお申し出頂いたものとして取り扱います。

一般社団法人日本旅行業協会（JATA）正会員



2026 年 7 月改定